

### 精神保健福祉相談員

詳細は区HPをご覧ください。  
 精神保健福祉士の資格がある方  
 ●任用期間  
 10月1日～令和6年3月31日  
 ●勤務時間  
 週4日、1日実働7時間45分  
 ●報酬(予定)  
 月額282,432円(社保完備)  
 ●選考方法 書類選考後、面接  
 問合先へ履歴書(写真貼付)と作文と必要書類を郵送か持参。7月28日必着  
 健康づくり課健康づくり担当  
 ☎5744-1683 FAX5744-1523



詳細はコチラ

### お知らせ

#### 夏季プール利用引換券を配布します

74歳以下の大田区国民健康保険加入者  
 ●配布場所・期間  
 特別出張所=7月7～31日  
 国保年金課=7月7日～9月1日  
 ※土・日曜、休日を除く  
 ●利用できる施設・期間  
 平和島公園プール=7月8日～8月31日  
 東調布公園プール=7月9日～9月3日  
 萩中公園プール=7月8日～9月3日  
 配布場所へ国民健康保険証を持参(1人1回)  
 ※大田区国保のプール利用引換券の配布は、今年度をもって終了します  
 国保年金課国保健康事業担当  
 ☎5744-1393 FAX5744-1516

#### ごみゼロウォークで街をきれいに

「はねびん健康ポイントアプリ」内の、ごみ拾い活動をした写真とコメントを投稿できる機能「ごみゼロウォーク」で街をきれいにしませんか。詳細は区HPをご覧ください。  
 環境対策課環境推進担当  
 ☎5744-1366 FAX5744-1532



詳細はコチラ

#### 大田区プレミアム付デジタル商品券の第2期申し込み期間は7月18日～8月4日です

第1期で当選していない方が申し込みます(第1期の当落は、7月10日正午から専用アプリ内で確認)。詳細は特設サイトをご覧ください。  
 ●販売額

1部5,000円(6,000円分)、1人5部まで(1回限り)  
 ●大田区デジタル商品券コールセンター  
 ☎0120-251-999  
 産業振興課産業振興担当  
 ☎5744-1373 FAX6424-8233



詳細はコチラ

#### 自転車の盗難にご注意ください

盗まれた自転車のうち、約6割が施錠されていません。また、自宅の敷地内や駐輪場で多く発生しています。自転車から降りたら必ず鍵をかけてください。違う鍵を2個以上かけると効果的です。  
 都市基盤管理課交通安全・自転車総合計画担当  
 ☎5744-1315 FAX5744-1527

#### 空き家・空き室を貸してみませんか

所有者から申請があった空き家・空き室を、公益目的(地域交流、福祉、子育て支援など)で利用したい方に紹介しています。申請方法など、詳細はお問い合わせください。  
 空き家所有者か管理者  
 空家総合相談窓口(建築調整課住宅担当内)  
 ☎5744-1348 FAX5744-1558

#### 参加・催し

#### アプリコ・アートギャラリー「藤島武二・安井曾太郎を慕った画家たち」

9月24日(日)まで  
 会アプリコ  
 公財大田区文化振興協会  
 ☎5744-1600 FAX5744-1599

#### 正しい飼育を! わん!にゃん!パネル展

犬・猫の正しい飼い方や災害対策、飼い主のいない猫対策などを紹介します。  
 7月14日(金)～8月9日(水)午前9時～午後7時  
 会洗足池図書館  
 生活衛生課環境衛生担当  
 ☎5764-0670 FAX5764-0711



詳細はコチラ

#### 社会を明るくする運動「大田区民のつどい」

7月は社会を明るくする運動の強化月

間です。「大田区民のつどい」では、中学生による意見発表や和太鼓の演奏などを行います。  
 7月22日(土)午後2時30分～4時30分  
 会アプリコ  
 当日会場へ  
 総務課総務担当  
 ☎5744-1142 FAX5744-1505

#### 区民プロデュース講座

1誰でもアート～おとなと子どもの「アートコミュニケーション」～  
 持ち物、費用などはおおたまの森HPをご覧ください。  
 区内在住・在学の小学生とその保護者  
 7月29日(土)午前10時～正午  
 会荻谷文化センター  
 2雲のふしぎ～天気のおもしろさを学ぼう～  
 区内在住・在学の小学3～6年生とその保護者  
 7月31日(月)午前10時～11時30分  
 会嶺町集会所  
 3親子で宇宙探検～手のひらの星空～  
 区内在住・在学の小学1～3年生とその保護者  
 8月20日(日)午前10時～11時30分  
 会美原文化センター  
 ◇1～3いずれも◇  
 抽選で1310組20名215組30名  
 問合先へ往復はがき(記入例参照)。電子申請も可。7月10日必着  
 地域力推進課区民協働・生涯学習担当(〒144-8621大田区役所)  
 ☎5744-1443 FAX5744-1518



詳細はコチラ

#### Ota Kids Play Day

さまざまな国の子どもたちが日本の伝統的な遊びや文化を体験する国際交流イベントです。  
 区内在住・在学の小・中学生(兄弟姉妹であれば未就学児も可)  
 7月29日(土)午後2時～4時  
 会Minto Ota  
 問合先HPから申し込み  
 財国際都市おた協会  
 ☎6410-7981 FAX6410-7982



申し込みはコチラ

#### 夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操

8月4日(金)午前6時～6時45分  
 ※午前6時30分から「NHKラジオ第1」で

生放送。荒天時中止  
 会大森第六中学校  
 当日会場へ。午前5時30分から受け付け  
 スポーツ推進課スポーツ推進担当  
 ☎5744-1441 FAX5744-1539



詳細はコチラ

#### 山王草堂・尾崎士郎記念館 ギャラリートーク

8～11月の第1土曜①午前11時～正午②午後1時～2時  
 会山王草堂記念館集合(尾崎士郎記念館解散)  
 問合先へ電話かFAX(記入例参照)  
 龍子記念館 ☎FAX3772-0680



詳細はコチラ

#### 深める・つながる講座【入門】美術館に行こう!～鑑賞って面白い～(4日制)

区内在住・在勤・在学の16歳以上の方  
 8月9・23日、9月6日(水)・29日(金)  
 ※いずれも午後6時30分～8時30分(9月6日のみ午後5時～7時)  
 会入新井集会所、龍子記念館  
 抽選で30名  
 問合先へ往復はがき(記入例参照。保育(おおむね1歳6か月以上の未就学児)希望はお子さんの名前、年齢も明記)。電子申請も可。7月10日必着  
 地域力推進課区民協働・生涯学習担当(〒144-8621大田区役所)  
 ☎5744-1443 FAX5744-1518



詳細はコチラ

#### 全国少年少女チャレンジ創造コンテスト 大田地区大会

小学3～6年生(1チーム2～3名)  
 8月22日(火)午前10時～正午  
 ※8月2・9日(水)・18日(金)午後1時に説明会と指導講習会有り  
 会産業プラザ  
 先着15組  
 問合先へEメール(記入例参照。参加人数、保護者氏名も明記)。7月25日締め切り  
 公財大田区産業振興協会  
 ☎3733-6109 FAX3733-6459  
 E-mail jinzai@pio-ota.jp

## 介護保険に加入している方へ

### 1 令和5年度 介護保険料の通知書を7月12日から郵送します

保険料の納付方法	内容
① 特別徴収(年金からの差し引き)	介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書
② 納付書や口座振替で保険料を納めていて、8月以降①に変わる	
③ 納付書や口座振替で保険料を納めていて、10月以降①に変わる	介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書 7～9月分納付書(口座振替の方を除く)
④ 納付書や口座振替で保険料を納めている	
⑤ 3月19日以降に大田区への転入届の手続きをした方	介護保険料納入通知書 7～9月分納付書(口座振替の方を除く)
⑥ 昭和33年4月3日～7月2日生まれの方	

### 2 大田区独自の保険料減額制度

▶対象 保険料段階が第3段階以下で、1か月の実収入が単身で約9万円以下、2人世帯で約13万円以下の方(家賃負担がある場合、生活保護基準を基にした金額を除いて実収入を計算)  
 ※生活保護受給者を除く。預貯金、扶養状況、保険料納付状況などの条件有り  
 ▶申請方法 8月1日～令和6年3月29日に問合先へ申請書(電話かFAXで請求。7月12日から受け付け)を持参

### 3 介護保険負担割合証を7月12日から郵送します

適用期間が8月1日からの介護保険負担割合証を、介護認定を受けている方、介護予防・生活支援サービス事業対象の方へ郵送します。

### 4 介護保険負担限度額の認定

低所得の方の施設居住費(滞在費)と食費を減額する制度です。  
 有効期限が7月31日までの負担限度額認定証をお持ちの方へ、更新の申請書を郵送しました。更新を希望する方は手続きをしてください。新規の方は、区HPをご覧ください。  
 ▶対象 介護保険施設、ショートステイを利用中か利用予定の方で、預貯金などの資産が一定金額以下であり、次のいずれかに該当する方  
 ①生活保護か中国残留邦人等支援給付を受給中  
 ②世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が特別区民税非課税  
 ※減額対象とならない施設があります。入所時に施設へ確認してください

### 5 生計困難者利用者負担額軽減制度

生計困難な方が軽減実施事業者の対象サービスを利用した場合に、介護費・食費・居住(滞在)費の利用者負担額を軽減する制度です。軽減を受けるためには、問合先へ申請し「確認証」の交付を受ける必要があります。認定要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

#### ▶問合先

介護保険課 FAX5744-1551(共通)  
 1～3 保険料、減額制度=資格・保険料担当 ☎5744-1491  
 納付、口座振替=収納担当 ☎5744-1492  
 4 5 給付担当 ☎5744-1622